

農業用機械等を導入したい(1)

農地利用効率化等支援交付金(国) ※旧 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

経営改善の取り組みに必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者は？

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が対象です。

交付条件は？

付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の向上及び面積の拡大に取り組むこと、機械導入に必要な下限面積を超えている又は超える見込みがあること、補助金額以上の融資借入をすること等。

どのような事業内容？

農業用機械(トラクター、コンバイン、乾燥機等)や施設の導入について、事業規模に応じて次のとおり支援します。

※経営体の経営改善の実績と目標等をポイント化し、上位から採択されます。

※運搬用トラック、パソコン等の汎用性の高いものや、既存機械等の単純更新は対象外です。

(1) 融資主体支援タイプ(融資を受けて機械等を導入する際の支援)

補助率:3/10以内 上限額:300万円

(2) 条件不利地域支援タイプ(小規模な地域における機械の共同利用等を支援)

補助率:1/2以内 ※農業用機械は1/3以内 上限:4,000万円

手続はどうするの？

- (1) 要望調査(導入年の1月～2月)
- (2) 計画書の作成・申請(4月)
- (3) 計画承認・事業着工(7月)
- (4) 補助金の交付決定(9月)
- (5) 事業完了(10月)

※手続時期は変更となる場合があります。

